

私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会 共通閲覧証協定

採択 1992年 5月18日

改正 2010年10月28日

(目的)

第1条 この協定は、私立大学図書館協会西地区部会京都地区協議会(以下「協議会」という。)に所属する図書館(以下「加盟館」という。)間の共通閲覧証による利用を促進し、円滑化することを目的とする。

(定義)

第2条 共通閲覧証とは、加盟館の教職員・大学院生・学生が他の加盟館において相互利用を希望する場合に貸与するもので、利用者の所属する大学の図書館長より利用受入館の館長への正式な紹介状とみなすものである。

2 参加館とは、この協定に賛同して共通閲覧証による利用を実施する加盟館を指す。

(参加および脱退)

第3条 加盟館は、この協定に参加することができる。

2 参加または脱退を希望する図書館は、協議会相互協力委員会(以下「委員会」という。)の委員長校に文書で連絡するものとする。

(利用範囲)

第4条 共通閲覧証は、参加館においてのみ使用できる。

2 共通閲覧証での利用は、館内閲覧および複写を原則とする。

3 前項以外の利用については、利用受入館の定めるところによるものとする。

(事前連絡)

第5条 利用する資料の事前連絡は、原則として必要としない。

2 特定資料の利用を希望する場合は、前項にかかわらず利用受入館へ事前に連絡するものとする。

(使用方法)

第6条 共通閲覧証の使用方法は、貸出方法とする。

2 1回の貸出期間は、原則として1週間とする。

3 共通閲覧証に関する業務については、参加館がそれぞれ定めるものとする。

(有効期限)

第7条 共通閲覧証の有効期限は5年間とする。

(配付枚数)

第 8 条 共通閲覧証は、各加盟館に 20 枚を配付する。

(事務取扱)

第 9 条 共通閲覧証に関する事務は相互協力委員会で行う。

(様式)

第 10 条 共通閲覧証の様式は、別に定める。

(協定の改正)

第 11 条 この協定の改正は、協議会の議を経て行う。

付則

この協定は、1992年 5月18日 採択された。

付則(2001年 9月28日 第7条、別表改正)

この協定は、2002年 4月 1日から施行する。

付則(2006年 3月23日 第7条改正)

この協定は、2006年 4月 1日から施行する。

付則(2009年 4月24日 第8条改正)

この協定は、2009年 4月 1日から施行する。

付則(2010年10月28日 第3条、第9条改正)

この協定は、2011年 4月 1日から施行する。